

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書

去る6月4日午後3時30分ごろ、浦添市立浦西中学校のテニスコートに米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから重さ20グラムほどのゴム製の部品が落下する事故が発生した。事故当時、テニスコートには20人余りの生徒が部活動中で、生徒の足元近く約30センチメートルに落下しており、生徒や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

米軍は、落下物がゴム製のブレードテープであったことから、人や物に脅威をもたらすものではないとしているが、今回はたまたま人的被害がなかっただけであり、航空機からの落下物は、一歩間違えば人命にかかわる重大事故につながりかねず、普天間飛行場の危険性を再認識させるものである。

普天間第二小学校への部品落下など事故が起こるたびに再発防止及び事故原因の究明を求めてきたが、事故原因の説明もなく飛行を再開させ、再び事故を繰り返す米軍の姿勢は断じて容認できるものではない。また、米軍機の飛行に関しては、学校上空を飛ばないとされているはずなのに、今回の事故で日常的に飛行していることが明らかとなった。

さらに、政府が約束した2019年2月末までの普天間飛行場の運用停止の期限が過ぎていてもかかわらず、運用が続けられていること自体が問題である。

米軍及び日米両政府においては、空からいつ何が落ちてくるかわからない本県の異常な日常を危機感を持って受けとめ、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故の原因及び経緯を徹底的に検証し、その結果を速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること。
- 2 保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月18日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て